

○平成20年度中山間地域等直接支払制度実績報告

○中山間地域等直接支払制度に係る最終評価

平成21年5月

広島県農林水産局農水産振興部農業経営課

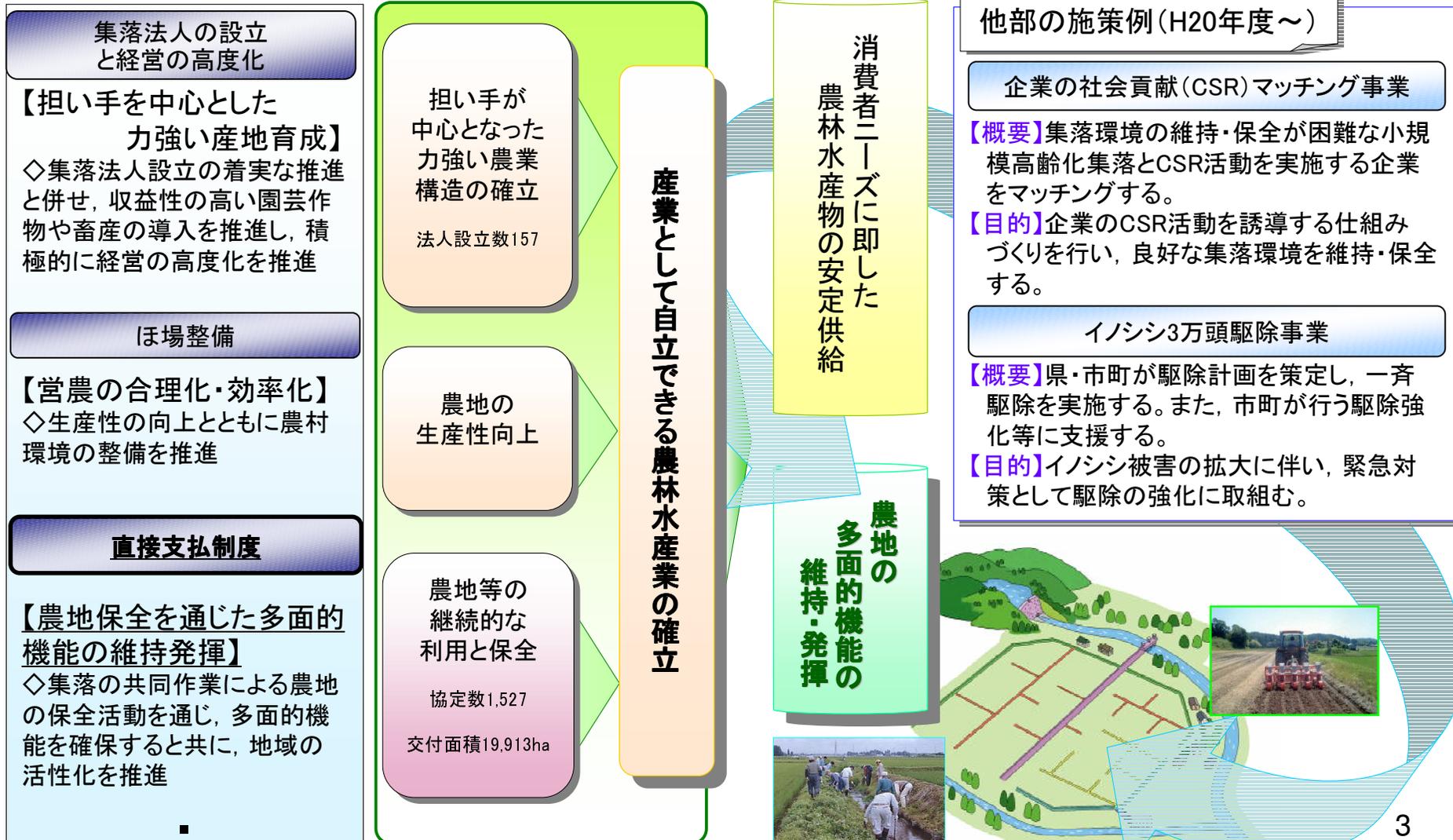
# 目 次

I	農林水産局の施策展開	3
II	中山間地域等直接支払制度の概要	4
III	事業実施の状況	
1	取組市町数	6
2	各市町別実績	7
3	協定数	8
4	交付面積と交付額	9
5	協定面積の内訳	10
6	交付金の使途	11
7	全協定の取組状況	12
8	体制整備単価協定の取組状況	13
9	加算措置の取組状況	14
IV	事業の実施状況の推移	
1	4年間の推移	15
2	協定数	16
3	交付面積と交付額	17

V	最終評価	
1	成果	
(1)	集落マスタープランの取組	18
(2)	農業生産活動等の取組	18
(3)	自律的かつ継続的な農業生産 活動等の体制整備としての取組	19
(4)	その他協定締結による活動	20
2	課題	
(1)	実施上の課題	21
(2)	交付金交付の効果等の課題	21
(3)	交付単価の課題	21
3	総合評価	
(1)	市町による総合評価	22
(2)	県による総合評価	23
VI	参考	
	耕地面積・耕地利用率の推移	24
VII	協定活動事例	
	東広島市 福富町 郷谷協定	26
	尾道市 瀬戸田町 高根協定	27

# I 農林水産局の施策展開

平成17年度に「新農林水産業・農山漁村活性化行動計画」を策定し、元気な農林水産業・農山漁村を目指して各施策を展開中。農林水産業の構造改革により、「**産業として自立できる農林水産業の確立**」を図ることを最大の目標としている。



## II 中山間地域等直接支払制度の概要

### 中山間地域等直接支払制度とは

#### (1) 制度の概要

農業生産条件が不利な中山間地域等において、耕作放棄の発生を防止し、農地の多面的機能の確保を図るため、協定を締結して農業生産活動などを行う農家等へ交付金を交付する。

#### (2) 段階的交付単価【2期対策（平成17年度～21年度）の特徴】… 段階的単価を設定し、将来に向けた前向きな取組みを促す。

##### 《基礎単価(体制整備単価の8割)》

##### 【5年間の最低限の活動】

- 集落の将来像等を記載した集落マスタープランの作成・実践
- 農道・水路の維持管理, ○ 耕作放棄の発生防止, ○ 多面的機能増進活動

##### 《体制整備単価》

##### 【積極的な取組】

5年間の最低限の活動に加えて…

- ① 農用地等保全マップの作成・実践 … 必須要件
- ② 地域の実態に即して、次のA又はB要件のいずれかを選択して実践 … 選択要件

A要件

いずれか  
2つを選択

- ア 生産性・収益向上に向けた活動(機械の共同利用, 高付加価値型農業等)
- イ 担い手の育成に向けた活動(新規就農者の確保, 担い手への作業委託等)
- ウ 多面的機能の発揮に向けた活動(都市住民等との交流, 自然生態系の保全等)

または

B要件

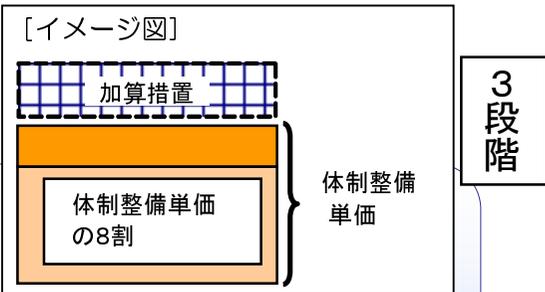
いずれか  
1つを選択

- ア 集落を基礎とした営農組織の育成
- イ 担い手への集積化

##### 《加算措置》

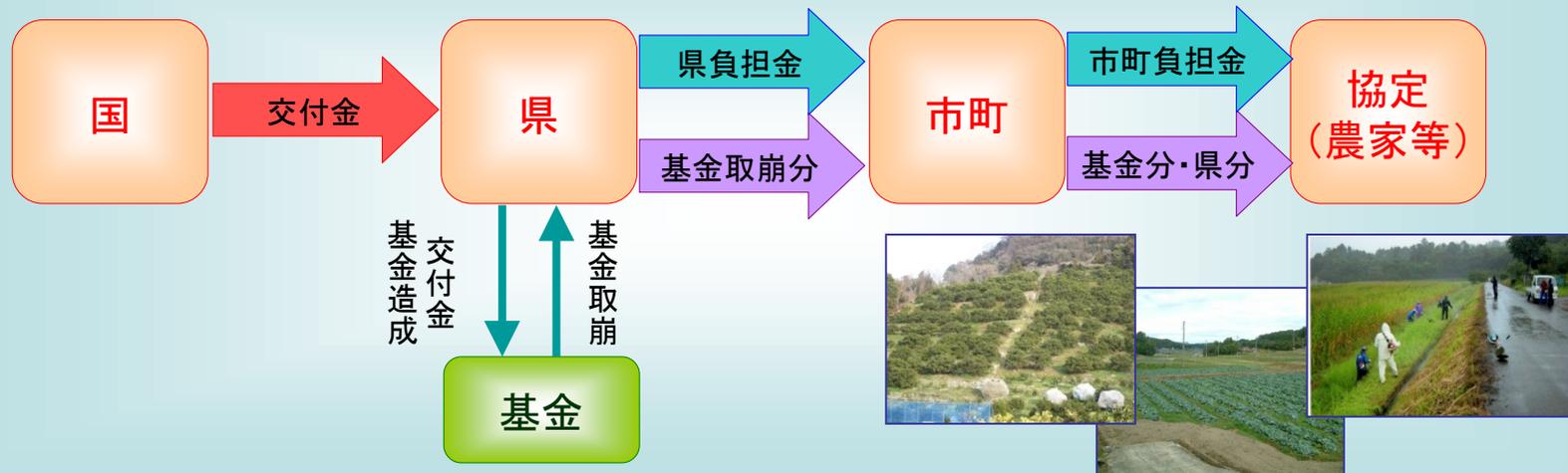
##### 【より積極的な取組】

- ① 土地利用調整加算 … 担い手への受委託等を一定規模行う場合、集落全体に加算
- ② 規模拡大加算 … 担い手へ新たに利用権設定等を行った農用地について加算
- ③ 耕作放棄地復旧加算 … 耕作放棄地を協定農用地の一定割合以上復旧した場合、復旧面積に加算
- ④ 法人設立加算 … 農業生産法人を設立する場合に加算



## (3) 交付金の流れ

次の流れにより、交付金を交付する。



## (4) 最終評価について

中山間地域等直接支払制度の2期対策が平成17年度から開始され、その最終年に当たる本年度には、制度への取組状況や目標の達成状況について評価を行い、制度の成果と課題を取りまとめることとされている。

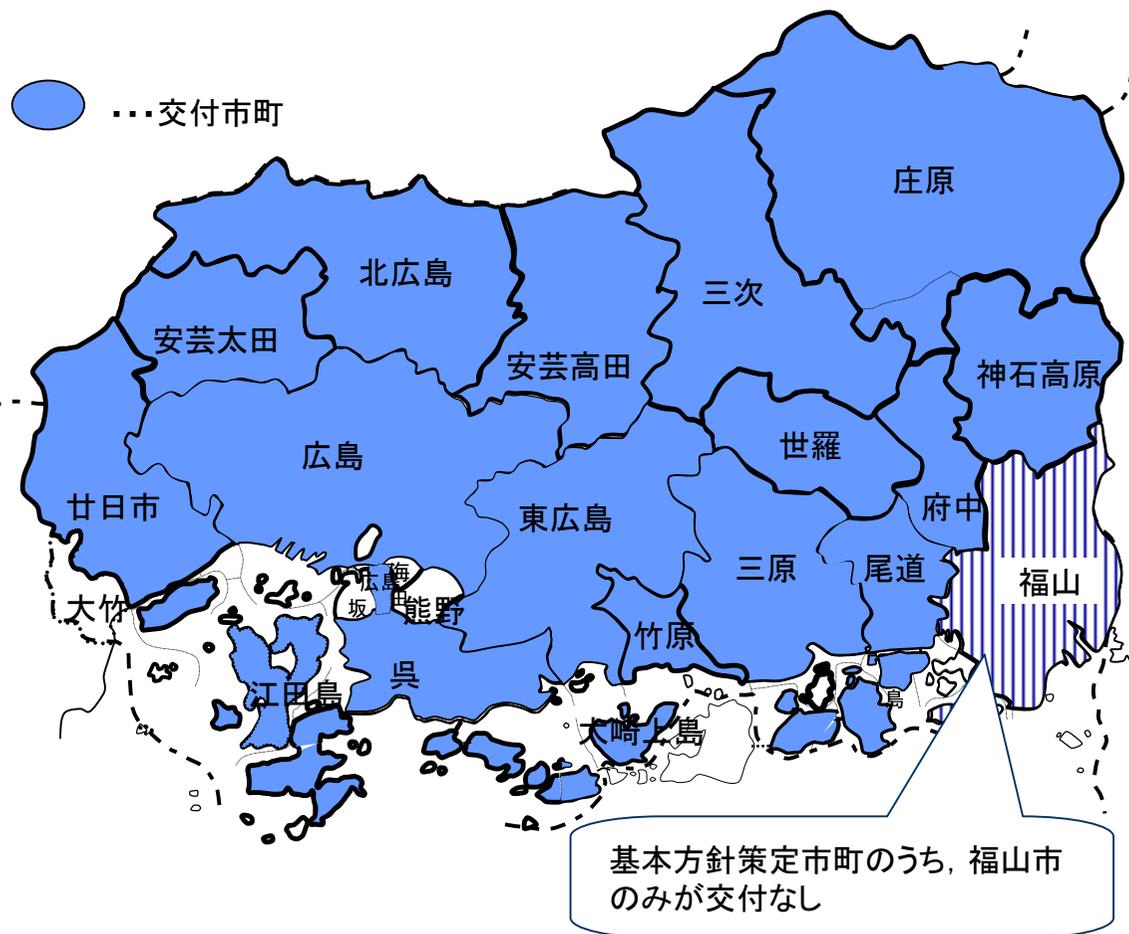
本評価は、現在第2期対策に取り組んでいる市町村が平成20年度末までの状況を取りまとめた「最終評価」を基に、広島県全体の実施状況について評価するとともに、広島県における本制度第2期対策の成果と課題を分析したものである。

根拠：中山間地域等直接支払交付金実施要領第13  
中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第18

### Ⅲ 事業の実施状況

## 1 取組市町数 (H20実績)

県内23市町のうち、18市町で基本方針を策定し、そのうち17市町において事業を実施している。  
また、県内耕地面積のうち33%、また対象農用地(※)の65%で、交付金が交付されている。



県内市町数	23
対象農用地のある市町数	18
基本方針策定市町数	18
交付市町数	<u>17</u>

A 耕地面積 (ha)	59,700		
B 対象農用地面積 (ha)	<u>30,469</u>	B/A	51.0%
C 交付実績面積 (ha)	<u>19,913</u>	C/A	33.4%
		C/B	<u>65.4%</u>

※対象農用地・・・市町基本方針で定めた、交付の対象となり得る農用地

## 2 各市町別実績 (H20実績)

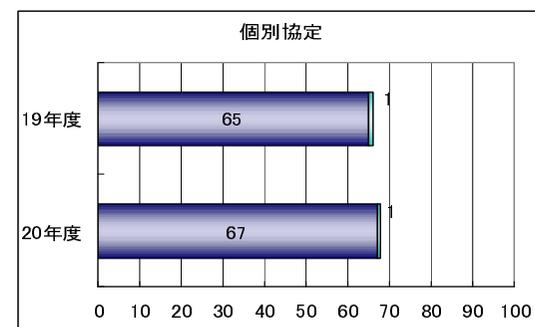
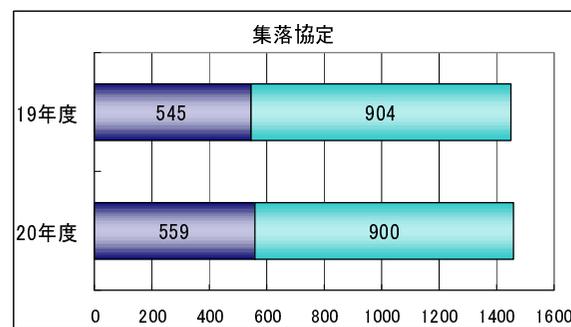
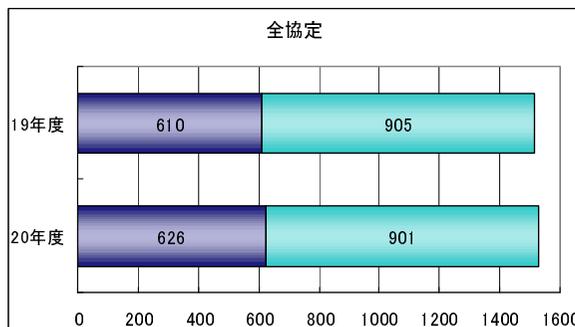
市町名	協定数		協定面積(ha)			協定面積のうち加算単価面積(ha)	交付額 (千円)	
	集落協定	個別協定		体制整備単価面積	基礎単価面積			
広島市	46	45	1	264	90	174	46	47,181
廿日市市	17	17	0	130	98	32	0	16,647
呉市	17	17	0	512	322	190	0	62,547
江田島市	8	8	0	21	0	21	0	2,446
安芸高田市	204	199	5	2,355	1,216	1,140	0	306,215
安芸太田町	59	57	2	361	91	270	23	50,343
北広島町	158	147	11	2,739	1,213	1,525	495	345,644
竹原市	7	7	0	110	61	50	0	15,257
東広島市	85	82	3	1,370	673	698	392	206,400
大崎上島町	16	16	0	156	51	105	1	15,516
三原市	75	66	9	853	245	608	178	115,826
尾道市	4	2	2	127	118	10	11	18,146
世羅町	104	94	10	1,627	1,047	580	445	220,762
府中市	27	25	2	211	131	80	49	30,288
神石高原町	113	109	4	1,075	716	359	228	132,012
三次市	265	257	8	3,431	1,827	1,604	652	455,678
庄原市	322	311	11	4,570	2,703	1,867	373	586,339
<b>県計</b>	<b>1,527</b>	<b>1,459</b>	<b>68</b>	<b>19,913</b>	<b>10,601</b>	<b>9,312</b>	<b>2,894</b>	<b>2,627,245</b>

※四捨五入のため、合計が合わない場合がある

### 3 協定数 (H19実績とH20実績)

- 基礎単価の協定が全体の6割を占めている。
- しかしながら、前年と比較し、基礎単価から体制整備単価への移行、体制整備単価からの協定締結等、積極的な取組が見られる。

	全体		集落協定			個別協定			
		体制整備単価	基礎単価		体制整備単価	基礎単価		体制整備単価	基礎単価
19年度実績	1,515	(40.3%) 610	(59.7%) 905	1,449	(37.6%) 545	(62.4%) 904	66	(98.5%) 65	(1.5%) 1
20年度実績	1,527	(41.0%) 626	(59.0%) 901	1,459	(38.3%) 559	(61.7%) 900	68	(98.5%) 67	(1.5%) 1
増減	12	16	←▲4	10	14	▲4	2	2	—



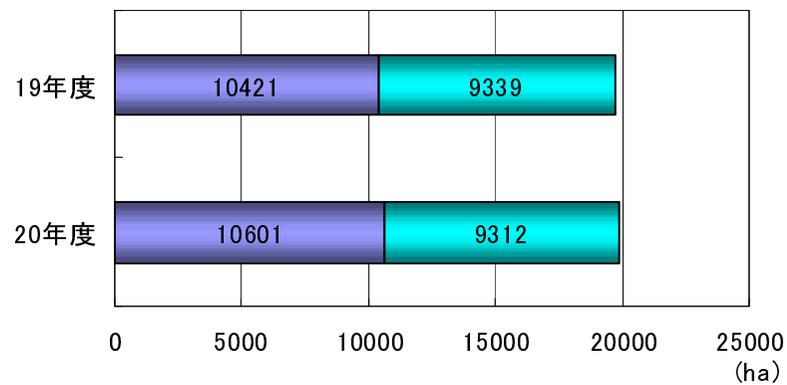
## 4 交付面積と交付額 (H19実績とH20実績)

- 交付対象面積は、体制整備単価での協定締結の増加等により、153ha増加した。
- 交付額についても、総額で2千9百万円増加し、基礎単価から体制整備単価の移行や新たな協定締結により増加した。

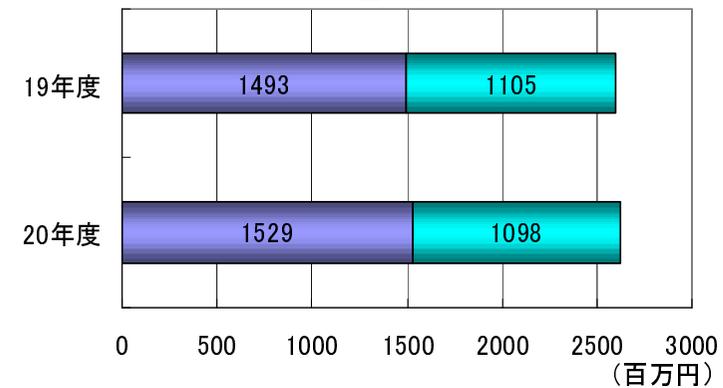
(単位:ha, 百万円)

	交付面積総計			交付額総計		
		体制整備単価	基礎単価		体制整備単価	基礎単価
19年度実績	19,760	(52.7%) 10,421	(47.3%) 9,339	2,598	(57.5%) 1,493	(42.5%) 1,105
20年度実績	19,913	(53.2%) 10,601	(46.8%) 9,312	2,627	(58.2%) 1,529	(41.8%) 1,098
増減	153	180	←▲ 27	29	36	←▲ 7

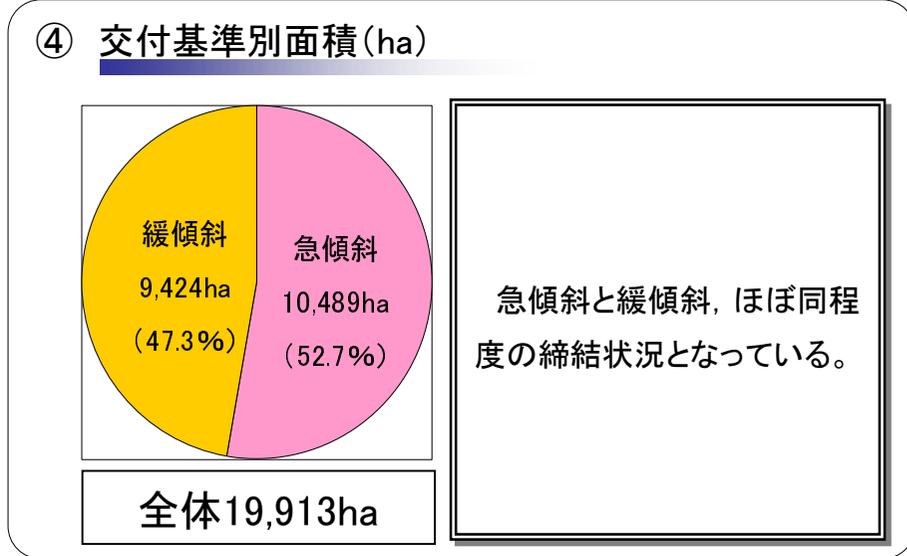
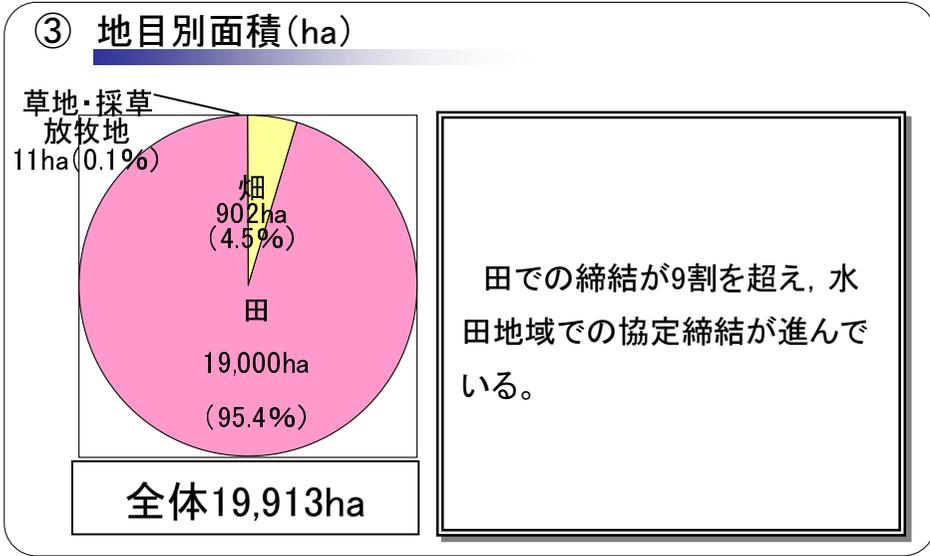
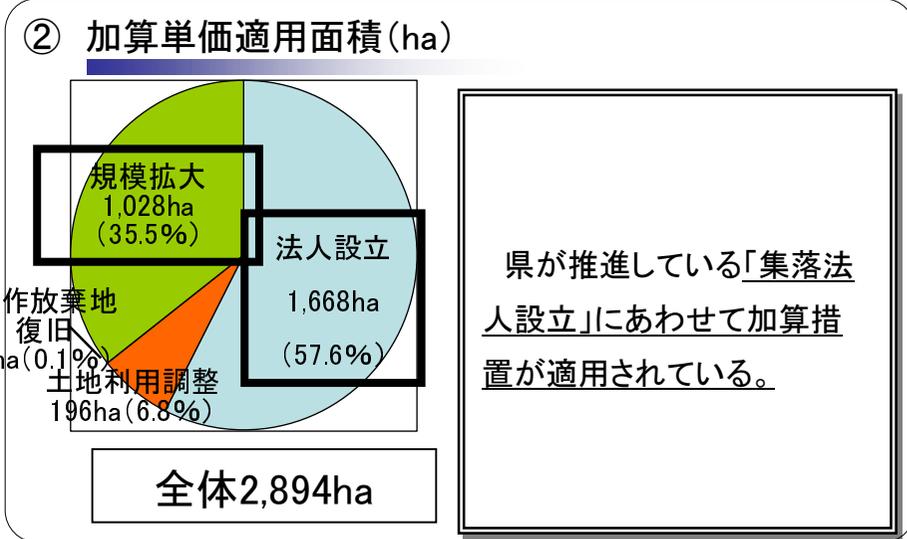
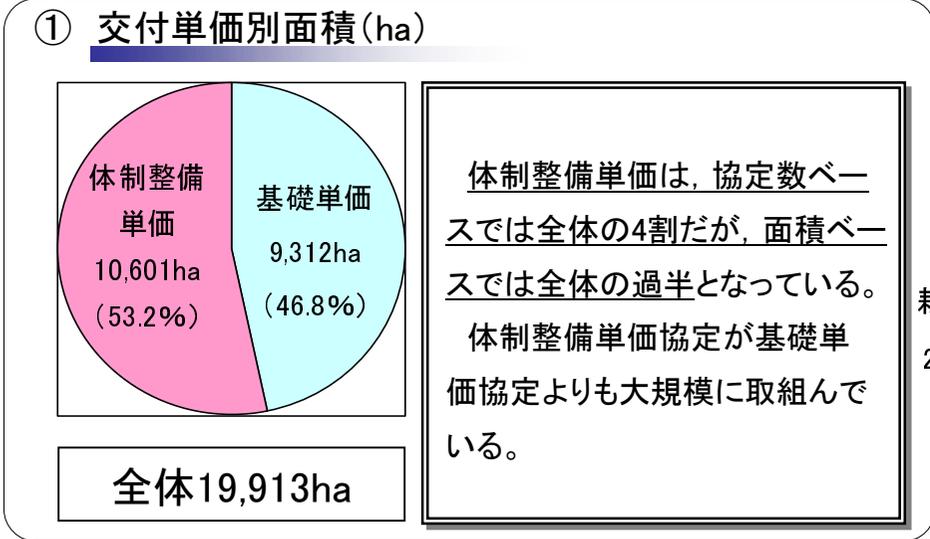
交付面積総計



交付金総額



# 5 交付面積の内訳 (H20実績)



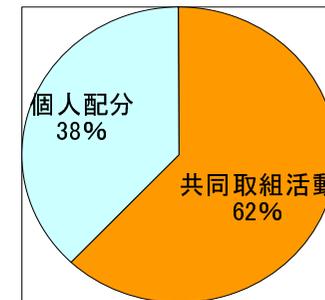
## 6 交付金の使途 (H20実績)

- 共同取組活動に充当する額が全体の6割となっている。
- また、交付金を道・水路の管理、農地の管理等、最低限の活動に活用する例が多いが、農地の保安全管理を行うため、鳥獣害被害防止・共同利用機械の購入に使われる額も多く、共同機械・施設購入に充当する額も多い。

### ① 平成20年度交付総額の配分割合

交付見込額(千円)【集落協定+個別協定】	<b>2,627,245</b>	—
うち集落協定交付額	2,567,202	(100%)
共同取組活動	<b>1,597,524</b>	<b>(62%)</b>
個人配分	969,678	(38%)

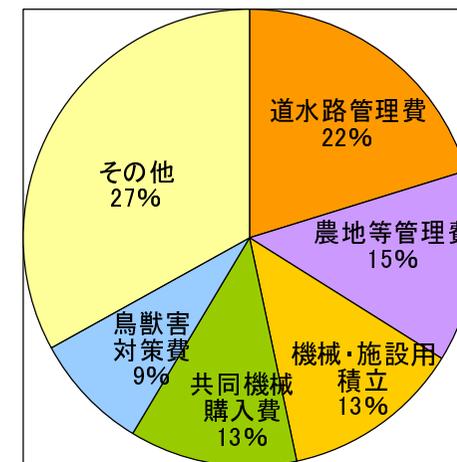
集落協定における配分割合



### ② 共同取組活動の使途見込

使途	金額(千円)	割合
①道・水路管理費	357,004	(22%)
②農地管理に係る費用	240,855	(15%)
③機械導入・施設整備のための積立	215,384	(13%)
④共同利用機械購入費	201,450	(13%)
⑤鳥獣被害防止対策費	144,403	(9%)
⑥その他	438,428	(28%)

共同取組活動の使途



## 全協定に係る活動取組状況

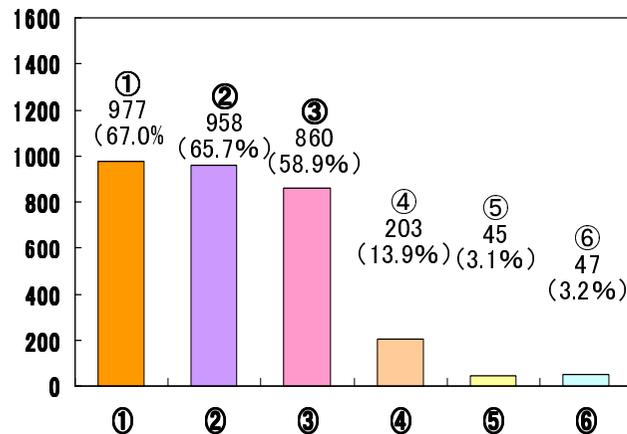
- 耕作放棄の防止に係る活動では、「農地の法面管理」, 「鳥獣被害防止対策」, また農地の流動化のための「賃貸借の設定・農作業の委託」が大半を占めている。
- 水路・農道の管理に係る活動は、ほとんどの協定において実施されている。
- 多面的機能増進活動については、周辺林地の下草刈に取組む協定がもっとも多い。

耕作放棄の防止に係る活動内容	協定数
① 農地の法面管理	977
② 鳥獣被害防止対策	958
③ 賃借権設定・農作業の委託	860
④ 簡易な基盤整備(土地改良含む)	203
⑤ 既耕作放棄地の保全管理等	45
⑥ その他	47

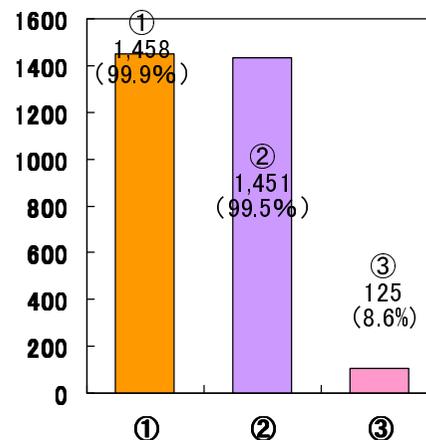
水路・農道の管理に係る活動内容	協定数
① 水路の管理	1,458
② 農道の管理	1,451
③ その他の施設(ため池等)の管理	125

多面的機能増進に係る活動内容	協定数
① 周辺林地の下草刈	1,012
② 景観作物の作付け	629
③ 堆きゅう肥の施肥	415
④ 魚類・昆虫類の保護	72
⑤ 市民農園等の開設・運営	28
⑥ その他	241

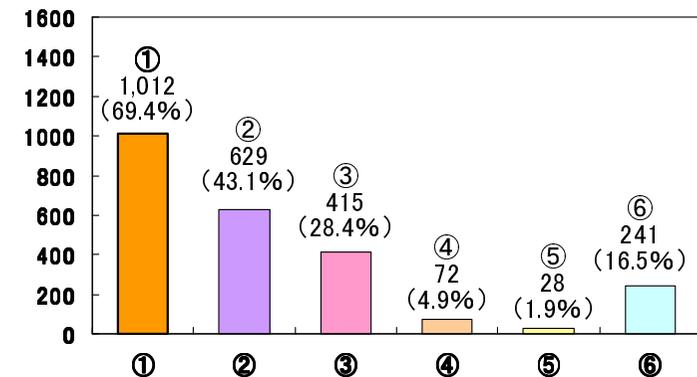
耕作放棄の防止等の活動実施状況



水路・農道等の管理活動取組状況



多面的機能増進活動取組状況



※ (%)は全協定1,459に占める取組割合重複あり

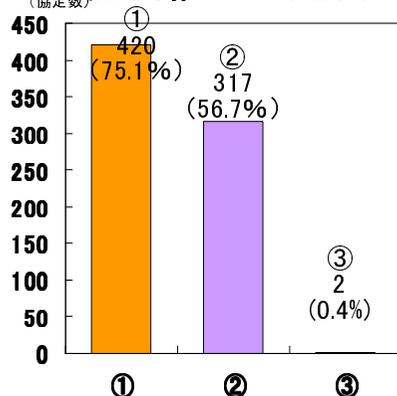
### 体制整備単価協定に係る活動取組状況 【体制整備単価を適用する559協定について】

- 農用地等保全マップ（将来に亘って農地を保全するための活動をマッピングしたもの）については、鳥獣害防止対策が必要として作成している協定が多く、鳥獣被害が共通の課題となっている。
- 農業生産活動等の体制整備として取組むべき活動については、営農組織の育成や担い手への集積など、集落をまとまりとした農作業等を行っている集落が多い。次いで、非農家や集落外との連携を図り、集落の活性化を図る集落が多くなっている。

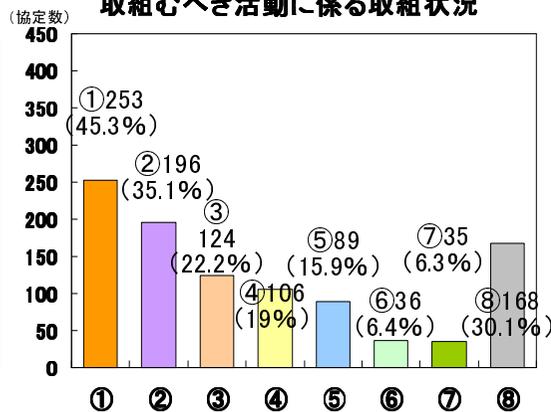
農用地等保全マップ取組内容	協定数 (重複あり)
① 鳥獣害防止対策	420
② 農地法面、水路・農道等補修改良	317
③ 既耕作放棄地の復旧又は林地化	2

農業生産活動等の体制整備として取組むべき活動取組内容	協定数 (重複あり)
①機械・農作業の共同化	253
②多面的機能の持続的発揮に向けた非農家・他集落との連携	196
③担い手への農地集積化	124
④集落を基礎とした営農組織の育成	106
⑤担い手への農作業委託	89
⑥高付加価値型農業の実践	36
⑦自然生態系の保全に関する学校教育等との連携	35
⑧その他	168

農用地等保全マップ取組状況



農業生産活動等の体制整備として取組むべき活動に係る取組状況



※ (%)は体制整備単価協定559に占める取組割合

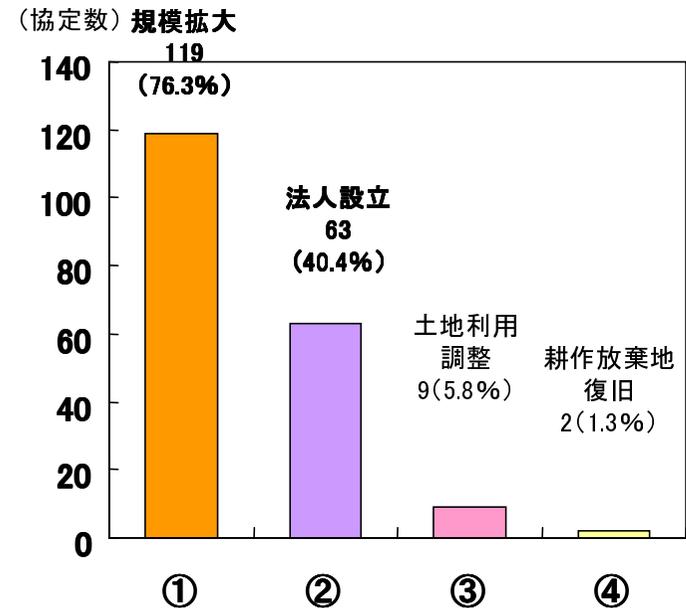
加算措置に係る取組状況 【156協定において、次の加算を適用】

県が推進している集落法人化に関する加算措置の適用が多く、法人設立加算と規模拡大加算を双方適用する事例が37協定ある。  
 なお、加算措置適用面積は2,894ha。これは、全国で最も多い法人数を有すること、その法人に対して集積が進んでいることが理由として推察される。

取組内容	協定数
① 規模拡大加算 (担い手へ新たに利用権設定等を行った農用地について加算)	119
② 法人設立加算 (農業生産法人を設立する場合に加算)	63
③ 土地利用調整加算 (担い手への受委託等を一定規模行う場合、集落全体に加算)	9
④ 耕作放棄地復旧加算 (耕作放棄地を協定農用地の一定割合以上復旧した場合、復旧面積に加算)	2

※ ①と③の重複適用はない。

加算措置に係る取組状況



※ (%)は加算措置適用協定156に占める取組割合

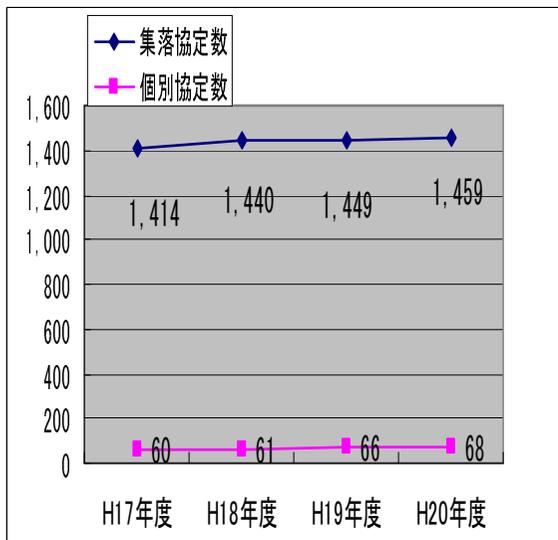
# IV 事業の実施状況の推移

## 1 4年間の推移 (H17～H20実績)

○ 中山間地域等直接支払制度2期対策の平成17年度から平成20年度にかけての4年間で、協定数、協定農用地面積、交付金額は、着実に増加した。

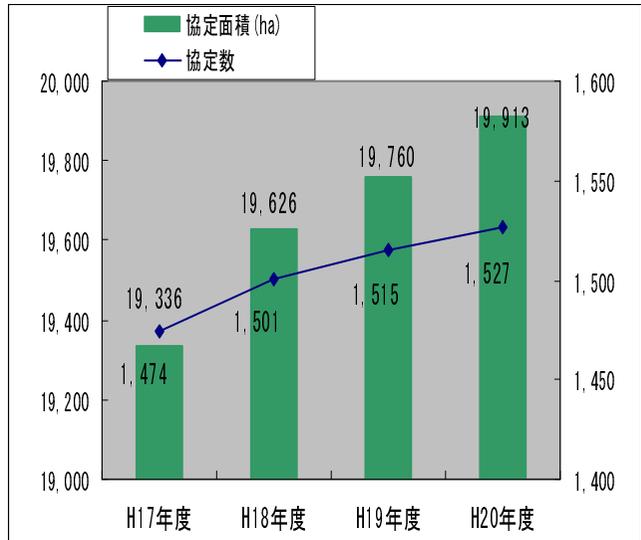
協定数の推移

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
集落協定数	1,414	1,440	1,449	1,459
個別協定数	60	61	66	68



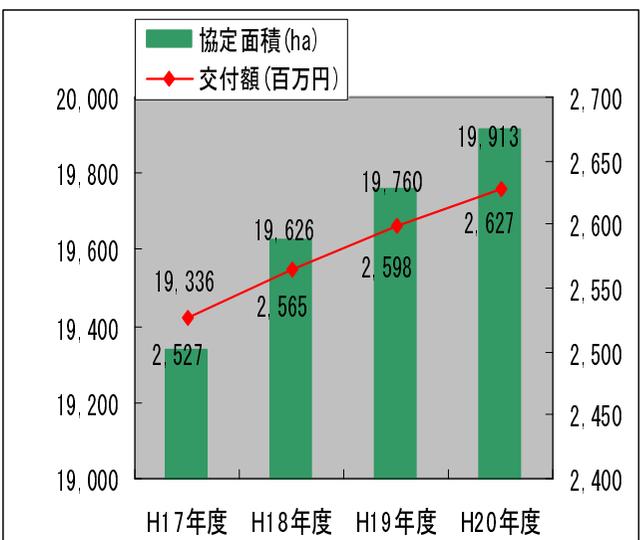
協定数と協定農用地面積の推移

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
協定面積 (ha)	19,336	19,626	19,760	19,913
協定数	1,474	1,501	1,515	1,527



協定農用地面積と交付額の推移

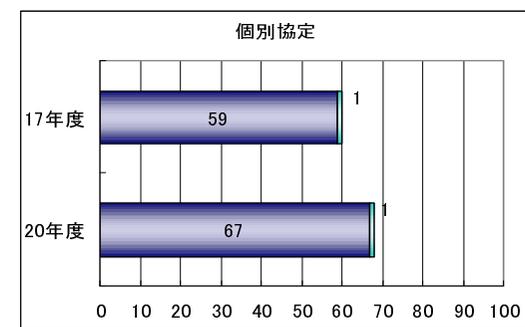
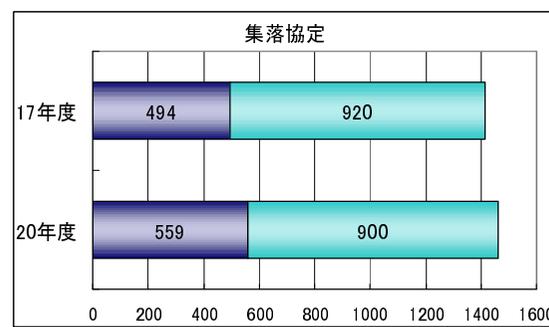
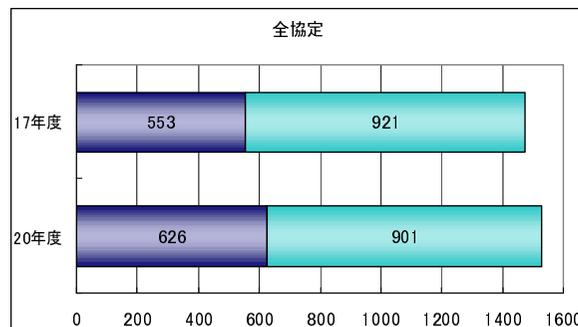
	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
協定面積 (ha)	19,336	19,626	19,760	19,913
交付金額 (百万円)	2,527	2,565	2,598	2,627



## 2 協定数 (H17実績とH20実績)

- 基礎単価の協定が全体の6割を占めている。
- しかしながら、2期対策当初と比較し、基礎単価から体制整備単価への移行、体制整備単価からの協定締結等、積極的な取組が見られる。

	全体		集落協定			個別協定			
		体制整備 単価	基礎 単価		体制整備 単価	基礎 単価		体制整備 単価	基礎 単価
17年度 実績	1,474	(37.5%) 553	(62.5%) 921	1,414	(34.9%) 494	(65.1%) 920	60	(98.3%) 59	(1.7%) 1
20年度 実績	1,527	(41.0%) 626	(59.0%) 901	1,459	(38.3%) 559	(61.7%) 900	68	(98.5%) 67	(1.5%) 1
増減	<u>53</u>	<u>73</u>	← <u>▲20</u>	45	65	<u>▲20</u>	8	8	—



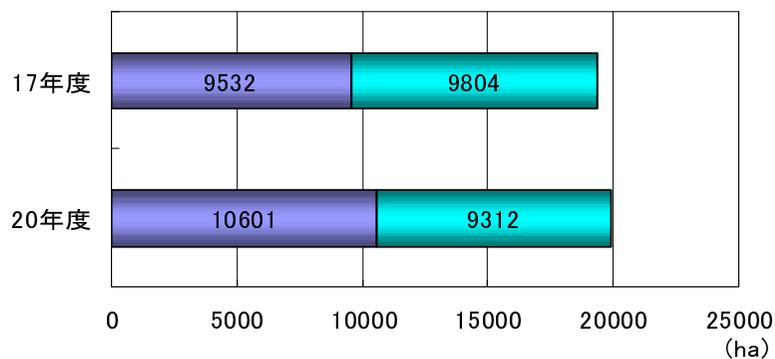
### 3 交付面積と交付額 (H17実績とH20実績)

- 交付対象面積は、2期対策当初ほぼ同じ割合であったものが、4年間で体制整備単価が過半を占めるようになった。
- 交付額についても、約5ポイント、金額で1億7千2百万円、体制整備単価へ増加した。

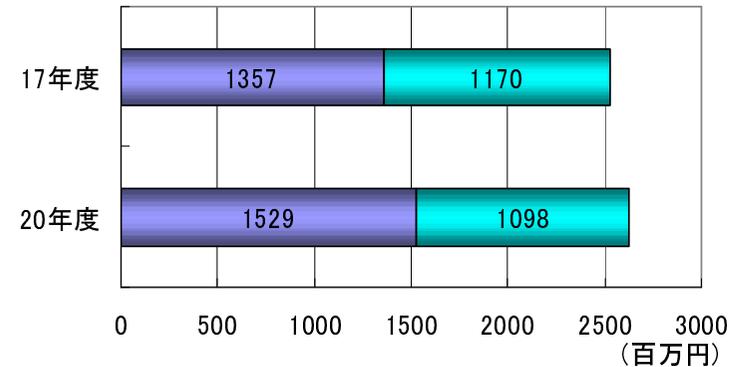
(単位: ha, 百万円)

	交付面積総計			交付額総計		
		体制整備単価	基礎単価		体制整備単価	基礎単価
17年度 実績	19,336	(49.3%) 9,532	(50.7%) 9,804	2,527	(53.7%) 1,357	(46.3%) 1,170
20年度 実績	19,913	(53.2%) 10,601	(46.8%) 9,312	2,627	(58.2%) 1,529	(41.8%) 1,098
増減	<b>577</b>	<b>1,069</b>	← <b>▲ 492</b>	<b>100</b>	<b>172</b>	← <b>▲ 72</b>

交付面積総計



交付金総額



### (1) 集落マスタープランの取組

- 集落マスタープランにおいて、「集落の将来像」、「5年間で達成する目標」、「各年度ごとの目標」を定め、総会等で実施状況を確認しながら取組むことで、計画的に実施された。
- また、中間評価において、199集落が集落マスタープランの達成に向けて「引き続き指導・助言が必要」とされたが、H21年度で全ての集落で目標達成が見込まれる。

### (2) 農業生産活動等の取組

- 耕作放棄の防止等の活動
  - ① 16市町、17,973haで耕作放棄の防止等の活動が実施された。
  - ② 3市町、39.3haの農地が新たに協定面積（交付面積）に組み入れ、対象面積が71ha増加した。
  - ③ 10市町、894haで鳥獣害防止活動が取組まれた。
  - ④ 既耕作放棄地の復旧は2市町、2haで取組まれた。
- 水路・農道等の管理活動
  - 水路は4,367km（個別協定では8km）
  - 農道は2,891km（個別協定では5km）
  - を対象に、清掃・点検・修繕等が実施され、農業用施設が適切に維持・管理された。
- 多面的機能を増進する活動
  - ① 全ての市町、1,880.5ha（個別協定では3市町、2.6ha）で多面的機能を増進する活動として、周辺林地の下草刈りを実施し、病害虫の発生防止、鳥獣害防止、集落の景観形成に効果があった。
  - ② 9市町、13.1haで市民農園や棚田オーナー制度に取組み、都市住民との交流が促進された。

## (3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備としての取組

- 農用地等保全マップ  
当マップの作成に当たり、協定内での話し合いを通じて農用地等の管理状況を集落全体で認識し、ため池の管理、水路・農道の修繕、鳥獣害防止柵の計画的な設置及び担い手に集積する農地の明確化につながった。
- A要件
  - ① 機械・農作業の共同化 → 12市町, 2,528.9ha 省力化・経費削減効果
  - ② 高付加価値型農業の実践 → 9市町, 8.2ha 減農薬栽培や新品種の導入等が取組まれ、産地のブランド化に効果
  - ③ 認定農業者の育成 → 10市町, 93人の育成（うち個別協定1人）
  - ④ 新規就農者の確保 → 8市町, 11人が新規に就農
  - ⑤ 担い手への農地集積 → 12市町, 452.3haの農地が担い手等へ集積  
（農作業受託を含む）
  - ⑥ 非農家との連携 → 12市町, 781戸の非農家が協定に参加
  - ⑦ 他集落との連携 → 10市町, 299集落の連携
- B要件
  - ① 集落営農組織の育成 → 11市町, 645.4haで取組まれ、これを契機に集落法人の設立の増加  
本県では、当制度の実施地域において、  
平成12～16年度（5年間） 53法人設立  
平成17～20年度（4年間） 81法人設立 （計134法人）
  - ② 担い手への農地の集積 → 10市町, 2,753.7haの農地が集落法人等へ集積（規模拡大効果）

#### (4) その他協定締結による活動

##### ○ 集落機能の活性化

当制度に取組み、協定締結を行うことで、締結前に比べ、集落の将来等について話し合う機会が増加し、さらに共同活動を行うことで、集落活動に対する住民意識の向上や住民同士のつながりが深まる等集落の活性化が図られた。

##### ○ 加算措置

###### ① 規模拡大加算：担い手へ新たに利用権設定等を行った農用地について加算

集落協定では10市町、873haで、個別協定では4市町、89haで取組まれ、集落法人・認定農業者等の規模拡大が図られた。

###### ② 土地利用調整加算：担い手への受委託等を一定規模行う場合、集落全体に加算

4市町、162haで取組まれ、利用権設定等、協定内農地が流動化した。

###### ③ 耕作放棄復旧加算：耕作放棄地を協定農用地の一定割合以上復旧した場合、復旧面積に加算

2市町、2haで取組まれた。

###### ④ 特定農業法人設立加算：特定農業法人（集落法人）を設立する場合に加算

10市町、54法人（59協定）で取組まれ、集落法人を推進する本県にとって現在設立している法人数（157法人）の約3割を占めた。また、平成17年度から21年度の間に設立された集落法人（91法人）の約6割が特定農業法人設立加算に取組んだ。

###### ⑤ 農業生産法人設立加算：農業生産法人を設立する場合に加算

農業生産法人設立加算は2市、3法人（4協定）で取組まれ、うち2法人が集落法人となった。

### (1) 実施上の課題

- 当制度では、返還条件が厳しいことなどから、集落協定は交付金の対象となる農用地の範囲で締結されているものがほとんどであり、協定活動が集落全体のものになっていない。
- 本県では、集落全体の農地を面的に集積し営農していく集落法人を推進しており、現在、当制度を活用し設立された法人は134法人であるが、一層、設立が加速化するよう協定活動等に対する支援が必要となっている。

### (2) 交付金交付の効果等の課題

- 集落の過疎化・高齢化の急速な進行に伴い、農地の維持管理等の労働力が不足していることから、引き続き、条件不利地域における農業生産活動を維持しながら、集落全体で、農地の面的集積を通じた担い手育成に向けた取り組みを、一層、進めていく必要があるが、集落の実態は各都道府県・市町村で異なっており、全国一律の要件では事業の効果的な実施が難しい。

### (3) 交付単価の課題

- 樹園地については畑として区分されているが、要件や交付単価が実態とあっていない。

#### (1) 市町による総合評価

- 当制度実施市町においては、耕作放棄地発生防止に効果があったとの回答が最も多かった。
- 次いで、鳥獣害被害や耕作放棄地の増加に対して、当制度を利用した共同取組活動が活発に実施されたことにより、集落の意識向上が図られ、自律的かつ継続的な農業生産活動体制の整備や集落の活性化に大きな効果があったとの回答も半数以上を占め、集落法人の設立や農地の利用集積に効果があったという回答もあった。
- また、条件不利地域の中山間地域において、当制度の評価は高く、制度の継続を望む声が強い。

評価区分		市町数	割合(%)
A	おおいに評価できる	11	64.7
B	おおむね評価できる	6	35.3
C	やや評価できる	0	0
D	さほど評価できる	0	0
E	ほとんど評価できる	0	0
F	まったく評価できない	0	0
G	その他	0	0

## (2) 県による総合評価

### 1 農地維持管理活動に対する評価

- 中山間地域では、過疎・高齢化による担い手の不足、鳥獣害被害や耕作放棄地の増加等が進む中、個々の農家に任されていたこれらの問題を解決し、農業生産活動の維持や農用地の保全を行うため、協定の話し合いを基にした合意形成と協定の締結を通じて、集落全体の問題と捉え、当制度に取り組んだ。

この結果、集落の将来像に向けた課題解決を図るため、各協定集落で、集落法人の設立や集落全体を囲む防護柵の設置、担い手への農地集積・作業委託が促進されるなど、集落が自立した取り組みを行う契機となり、農業生産活動の維持という面で評価できる。

また、上記、話し合いや共同取組活動の実施を通じて、地域のコミュニケーションも増加し、相互扶助の精神や団結力・連帯感が醸成され、集落機能の維持・発展にも効果があり、地域自治能力（集落機能）の向上においても大きな役割を担った。

### 2 自律的かつ継続的な農業生産活動に対する評価

- 過疎・高齢化・担い手不足といった農業の問題を抱える本県においては、「持続的で継承可能な担い手の育成」が課題となっており、その解決策として、集落法人設立を進めている。そのなかで、当制度の体制整備単価の取組活動は中山間地域に集落法人設立の契機となった。

- 体制整備単価の設定がなかった1期目（H12～16）の5年間で53法人の設立だったものが、体制整備単価ができた2期目からは、4年間で81法人の設立となり高い効果が見られた。

- また、2期目に設立した法人の約6割に当たる56法人（特定農業法人設立加算54法人、農業生産法人設立加算2法人）が法人設立加算を活用し法人設立を行った。

- さらに、本県で今までに設立された集落法人（157法人）のうち約9割に当たる142法人が本制度を活用し、そのうち59法人が規模拡大加算を活用し規模拡大を図るなど、集落法人の設立・規模拡大に高い効果をあげている。

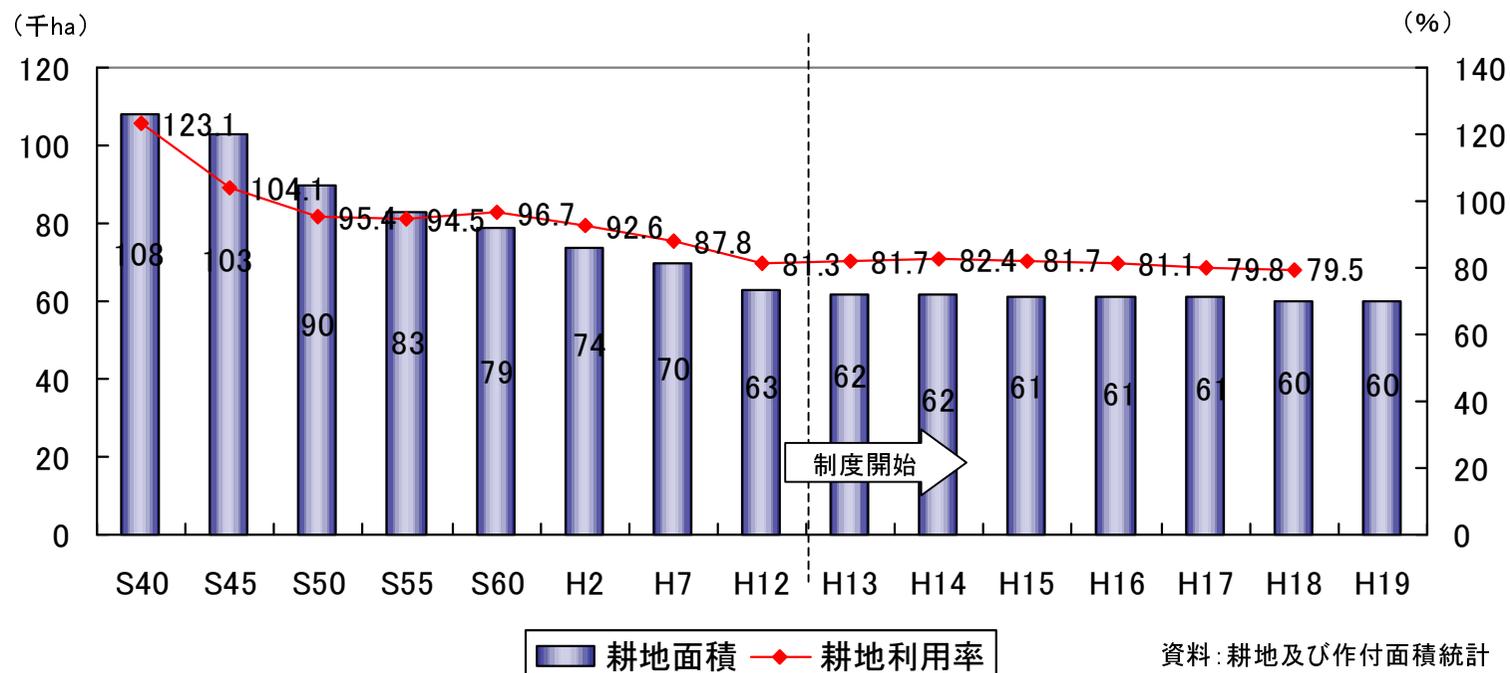
- このことから、当制度の成果を高く評価するとともに、その支援措置となる加算措置も高く評価するものであり、集落単位での農地の流動化・法人設立を推進していくうえでも、本制度は重要であり、今後の事業継続を希望するものである。

# VI 参考

## 耕作放棄の発生を抑制

- 耕地面積，耕地利用率ともに減少傾向にあったが，当制度が発足した平成12年度を境に，ほぼ横ばいになっている。

### 耕地面積・耕地利用率の推移



## VII 協定活動事例

○東広島市 福富町 郷谷協定

○尾道市 瀬戸田町 高根協定

## 担い手への農地集積・経営の高度化を実施している事例

### 東広島市福富町 ごうたに 郷谷集落協定

#### 協定の概要

- 協定面積 32ha
- 交付額 559万円  
(共同取組活動配分 100%)
- 参加者 農業者42人  
農事組合法人 竹仁の郷

#### 協定締結のきっかけ

後継者不足が進む中、農地の維持保全が継続できるか懸念され、農作業の共同化を図り、集落活動の復活や集落の連携を強化するきっかけになると思い、協定締結。

#### 一番の効果

集落ぐるみの農業生産活動によって、集落の協定参加者全員が皆の力で集落を維持保全しようと言う機運が高まり、法人設立。

#### 特徴的な取組

##### ○ 法人設立、そして営農の合理化・効率化の実現

平成19年11月に協定参加者全員で特定農業法人、(農)竹仁の郷を設立。協定面積32haのうち30ha(93%)の水田を法人に集積し、法人経営による作業の省力化を図る。

また、キャベツ・カボチャ等園芸作物を導入し経営の高度化、所得の向上を目指している。

H20年実績 キャベツ1.5ha  
カボチャ0.7ha



##### ○ 多面的機能の発揮

法面の草刈作業の軽減と法面を利用した景観美化にシバザクラの植栽を河川・農道沿いの農地法面に、現在までに7,000㎡ほど実施している。



## 認定農業者等の育成と高付加価値型農業を実施している事例

### 尾道市瀬戸田町 こうね 高根集落

協定の概要	
○ 協定面積	88ha
○ 交付額	1,014万円 (共同取組活動配分 100%)
○ 参加者	農業者 105人 非農業者 82人

#### 協定締結のきっかけ

高齢化に伴う耕作放棄地の増加とイノシシ被害の打開策を集落で検討した結果、当制度を活用し、農地の維持と農業生産の安定化、かんきつ産地の次世代への継承を目的に協定締結。

#### 一番の効果

高齢化・後継者不足に伴う水路・農道の管理不足や深刻化するイノシシ被害に対して、集落の全体で取り組むことにより、集落内の農業者・非農業者の団結力・連帯感の向上。  
認定農業者の増加による産地の次世代への継承。

#### 特徴的な取組

##### ○ 認定農業者の育成と高付加価値型農業の実践

当初14人の認定農業者数が、平成20年度で18人となり、その認定農業者を中心に、高付加価値型農業の実践として新品種の導入が行われている。

H21年4月には、7人の農家でレモンのブランド化を図るため（農）レモンの郷を設立する等、将来を見据えた産地の取組が行われている。



##### ○ 水路・農道の維持管理とイノシシ防護柵の設置

農業者・非農業者が協力して、水路（2.9km）・農道（6.8km）の年2回の清掃・補修等の維持管理と延長15kmにも及ぶイノシシ防護柵の設置

